

発表論文の疑義に係る調査結果について

平成 25 年 2 月 25 日
京 都 府 立 医 科 大 学

本学大学院医学研究科の教員が発表した論文について、ねつ造などの疑惑がある旨の投書があり、事実関係の調査等を進めてきたところですが、調査の結果、研究活動上の不正行為（故意のねつ造、改ざん、盗用）の事実はないことが明らかになりましたので、その内容等について、下記のとおり公表します。

記

1 調査結果

- 被通報者の論文には、故意のねつ造、改ざん及び盗用はなかった。
- しかしながら、当該研究実施当時における一部の実験への理解不足と不注意と、一旦生じた誤りを修正できない不適切なデータの管理により、4論文において図表の二重使用が認められた。
- 同時に、当時の所属教室の指導・監督体制にも問題があった。

2 投書の内容等

通 報 者	「府立医科大学の大学院生」と名乗る匿名の者
被通報者	京都府立医科大学大学院医学研究科 教員
内 容	「複数の論文において、同じ図表が使われており、論文のねつ造などの疑惑がある。」旨の投書

3 調査の方法

- 調査委員会（学内委員8名、学外委員2名の計10名で構成）を設置し、投書のあった3論文に加え、被通報者が関係する全英文論文を調査（調査委員会委員は別添名簿のとおり）
- 被通報者本人や関係者からの事情聴取を含めた調査は学内委員で実施し、結果について全委員で議論し、調査結果をとりまとめ（調査報告書要約は別添のとおり）

4 これまでの経過

年 月 日	内 容
平成23年9月 中旬	●「本学大学院生」と名乗る匿名の者から、本学教授ほか関係者に投書あり
同 年 9月20日	●調査委員会設置（学内委員8名、学外委員2名の計10名で構成）
同 年 9月29日 ～	●調査委員会を6回開催 ●調査小委員会を9回開催（うち3回は被通報者等からの事情聴取）
平成24年12月3日	●延べ15日間にわたり、被通報者からの説明を受ける
同 年 12月3日	●調査委員会委員長から調査報告書が提出される
同 年 12月4日	●調査結果を被通報者に通知（不服申立期間30日を付与）
同 年 12月5日	●被通報者に不服申立の機会を付与した上、調査結果の確定

5 処分等について（京都府公立大学法人懲戒等審査委員会で審査）

- (1) 被通報者 訓告
- (2) 被通報者の論文発表当時の監督者 文書注意
- (3) 措置日 平成25年2月25日

6 再発防止策について

「研究活動不正防止ハンドブック」を作成し、教授会等で注意喚起を行うとともに、研究に関わる者全員に同ハンドブックを配付し、適正な研究活動について周知徹底

担当課	京都府立医科大学事務局総務課
担当者	藤井総務課長（電話）251-5209

論文調査委員会調査報告書(要約)

本学大学院医学研究科 ■■■■■ 氏の論文に係る調査委員会は、中心的 4 事項 (4 論文: 同一論文に複数の問題がある事例があるので 4 論文である) [指摘のあった 2 事項 (3 論文)、■■■■ 氏から自己申告のあった 2 事項 (2 論文)] に加え、本調査委員会が ■■■■ 氏の発表した全英文論文について調査の上、検討する必要があると判断した追加の 7 事項 (7 論文)、計 11 事項 (11 論文) について、「京都府立医科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」及び平成 18 年 8 月 8 日付けの科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会の「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」に沿って研究活動上の不正行為の有無の調査を実施した。また、大学の研究機関としての社会に対する信頼確保と、研究活動の公平かつ公正な遂行の確保のため、本調査委員会は上記事項の原因を究明することが不可欠であるところから、再発防止と自浄作用發揮に資する調査を実施した。その結果は以下のとおりである。

調査対象の全事項の直接的責任者は ■■■■ 氏であることを認定した。中心的 4 事項 (4 論文) には図表の二重使用の事実があったことを認定した。図表の二重使用の事実からは、研究活動上の不正行為 (故意の捏造、改ざん、盗用) のうち、故意の捏造が疑われた。故意の捏造かどうかの判定には、それぞれの実験が独立に行われたことを示す証拠の確認が必要となった。そのための直接の証拠となる実験ノートは紛失していたが、■■■■ 氏のパソコンに残されたファイルの調査から、実験がそれぞれ独立して行われた証拠が認められた。よって、図表の二重使用は故意の捏造ではないと結論した。追加の 7 事項 (7 論文) については図表の二重使用の事実はなく、もとより故意の捏造もなかったと結論した。

故意の捏造ではないにもかかわらず、4 事項 (4 論文) もの図表の二重使用が繰り返された事実から、その原因を調査した。原因は、当該研究実施当時における ■■■■ 氏の一部の実験への理解不足と不注意と、一旦生じた誤りを修正できない不適切なデータの管理にあったと認定した。これらのことから、■■■■ 氏においては研究者コミュニティと大学に対する研究倫理上の信頼を揺るがす問題があったと結論するとともに、それを防止できなかった当時の所属教室の指導・監督体制にも問題があったことを認定した。

調査委員会委員名簿

委員長	三木恒治（京都府立医科大学附属病院長兼副学長）※
副委員長	奥田 司（京都府立医科大学研究部長）
内部委員	加藤則人（京都府立医科大学皮膚科学教授） 河田光博（京都府立医科大学前研究部長）※ 佐和貞治（京都府立医科大学麻醉科学教授） 田代 啓（京都府立医科大学学生部長）※ 伏木信次（京都府立医科大学総合情報センター長）※ 矢部千尋（京都府立医科大学薬理学教授）
外部委員	服部隆則（滋賀医科大学副学長） 吉川秀樹（大阪大学医学部附属病院 病院長）

※ 小委員会委員